平成28年

第1回市議会定例会 議案第65号 函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

を

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例(昭和33年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表3中「売店 軽飲食店 休憩所」を「売店(自動販売機によるものを除く。) 軽飲食店 休憩所」に,

公園施設 の管理	ゴルフ場	1 箇所 1	月 1,421,000
0万日 垤	飛行塔 メリーゴ ーラウンド	1基 1	月 1,470
	売店 軽飲食店	1 平方メート 1	ル 100

Γ.						
-		自動販売機(屋内)	1台	1月	800	
		自動販売機 (屋外)	1台	1月	400	
	公園施設 の管理	ゴルフ場	1 箇所	1年	4,007,000	K
	の官理	飛行塔	1 基	1月	800	
		メリーゴーラウン ド	1 基	1月	1, 400	
						1

改める。

別表5 2の表中「・千代台公園弓道場」を削り、

根崎公	専使	用 用	1 日	3,000
園アー	個	一般	1 回	150
	使用	学生 生徒 児童	1 回	110
	専使	用 用	1 日	3, 000
千代台 公園弓 道場	個	一般	1 回	150
	大 使 用 上 生 生 生 見 児 見	1 回	110	

専 用 1 目 3,000 使 用 根崎公 園アー 個 一般 1回 150 チェリ 学生 一場 使 生徒 1回 110 用 児童

改め、同表備考第1項中「、千代台公園弓道場にあつては午前9時から午後9時まで」を削る。

別表6を次のように改める。

別表6 (第14条, 第16条関係)

1 白石公園はこだてオートキャンプ場・白石公園パークゴルフ場

	·		•	
区	分	利 用	料	金
		使用の単位	金	額
	キャンピングカー サイト	1区画1泊		6,000円
		1 区画 1 日		2,500円
	スタンダードカーサイト	1区画1泊		5,000円
		1区画1日		2,000円

を

 \rfloor

に

白石公園はこだて	フリーテントサイト		テント1張り 1泊	2,500円 (テント1張りの 使用人数が5人を 超えるとき人 経 経 経 を超える人数1 人に か が が り り り り り り り り り り り り り り り り り
オートキャンプ場			1 日	1,000円 (使用人数が5人 を超えるときは, 5人を超える人数 1人につき 200円 を加算する。)
	キャビン	6人用	1 泊	14,000円
	サイト	4人用	1 泊	10,000円
	シャワー室		1 回	100円
	コインランドリー	洗濯機	1 回	200円
		乾燥機	1 回	100円
	一般(学生	Eを含む。)	1 目	400円
白石公園 パークゴ ルフ場	生徒 児童 共通シーズン券に より使用する者		1 日	200円
			1シーズン	10,000円

備考

- 1 1泊は、午後1時から翌日の午前11時までとする。
- 2 1日は、午前9時から日没までとする。ただし、白石公園パークゴルフ場については、6月1日から8月31日までの間にあつては、午前8時から日没までとする。
- 3 共通シーズン券とは、当該券を発行する年度の白石公園パークゴルフ場、空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場、すずらんの丘公園パークゴルフ場および恵山シーサイドパークゴルフ場の供用期間中に限り、記名の者がこれらの施設を使用することができる券をいい、1シーズンとは、当該券を発行する年度の供用期間をいう。
- 4 市の区域内の学校に在学する生徒(高等学校,特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下同じ。) もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するものが白石公園パークゴルフ場を使用する場合の利用料金は,無料とする。

2 千代台公園弓道場

区	分		利 月	月 料	金
			使用の単位	金	額
	専用使	用	1 日		3,000円
千代台公		一般	1 回		150円
園弓道場	個人使用	学生	1 回		110円

備考

- 1 1日は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 1回とは、入場から退場までをいう。
- 3 次に掲げる者の個人使用の場合の利用料金は、無料とする。 (1) 市の区域内に住所を有する障害者(身体障害者手帳また は療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ず ると認められる者をいう。)
 - (2) 市の区域内の学校に在学する生徒もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入場するもの
- 4 市の区域内に住所を有する65歳以上の者(前項の規定により無料となる者を除く。)の個人使用の場合の利用料金は、一般の区分の者の個人使用の場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例中別表3の改正規定は平成28年4月1日から、別表5 2の表および別表6の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表 5 2の表および別表 6 2の表の規定は、別表 5 2の表および別表 6 の改正規定の施行の日以後にされた許可に係る使用について適用し、同日前にされた許可に係る使用については、なお従前の例による。

(提案理由)

自動販売機の設置およびゴルフ場等の管理に係る使用料を改定し、千 代台公園弓道場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる こととし、ならびに規定を整備するため